

チリにおける経済法 (二)

中 川 和 彦

- 一 はしがき
- 二 ラテン・アメリカにおける経済法研究の現状
- 三 ダニエル・モオレの経済法理論
(以上第二九号)
- 四 その他の経済法学説
- 五 チリにおける経済立法の考察
- 六 結び

四 その他の経済法学説

一 前章において紹介したダニエル・モオレの経済法理論に続いて、その他の学者の説くところを、大体年代順に紹介する。

チリにおける経済法 (二)

二 前述の如く、一九六四年、第一回チリ弁護士全国大会が開催され、そこで、インフレーションと法律の問題が討議された。弁護士会理事長ヴァレーラ (Raúl Varela) は、大会の開会の辞の中で経済法に言及し、その発生の背景として「古典的法体制が適切な解釈を示さない矛盾」または「適切な法律制度を新しい経済に調和させようとすることを目標とする」法の部門が経済法 (derecho económico) であると言うが、それににとどまり、自己の見解を積極的に明らかにしていない⁽¹⁾。

(1) *El Derecho ante la Inflación: Primer Congreso Nacional de Abogados chilenos 27 al 31 de octubre de 1954*, 1955, Santiago de Chile, p. 25 y sgtes.

三 一九六二年、公法に関する第二回チリ・シンポジウムが開催され、経済法および経済行政法に関しても討議がなされたが、その中で、経済法の概念づけに次の三つの傾向があることが示された⁽¹⁾。

a 単純論 (criterio simplista) 経済法とは経済的事実もしくは現象に関する規範の全体をいい、言わば集成説に近い。

b 対象論 (criterio objetivo) 経済法とは、特別法もしくは例外的法により経済要素に関する、または条件づける規範、というもの。

c 公法学者の観点から、経済法とは、国家の干渉面における活動を規制する法規というもの。

(1) Ulises Montoya Alberdi, *El Derecho Económico*, 1966, Lima, p. 17.

四 この一九六二年にモオレの「経済法」が公刊されているが、経済法の概念に関する彼の考え方について、前章ですべて述べた。

丁度、同じ頃、チリ大学法学部の経済法研究所から雑誌「経済法」(*Revista de Derecho Económico*)が創刊されてきている。その内容はすでに紹介した。⁽¹⁾

(1) 第二章の二の注(5)参照。

五 右の経済法研究所の主任教授オヤルスーン (Rubén Oyarzún) の経済法に関する論説としてまとまったものは見ていないが、「経済法と法律体系の新方向」と題する論文の中で次のように述べられる。

「弁護士養成のため伝統的に基本的と考えられている他の学科目の単なる補足的・特殊科目のやり方で経済法を法学部で教授できないし、教授すべきものではなく、経済法は、社会の変革に動機づけられ、かつ経済計画により緊急に必要とされる新たな法的見解の表現と考える。すなわち、発展を妨げず、むしろ容易にする法秩序を維持するために、国家の計画した経済と、旧弊な法律秩序との間に生ずる喰い違いの総合的な考察として考える」と。⁽¹⁾

これは要するに、経済法と法の新しい部門としてではなく、伝統的な分類に入らない新しい法として考えるのであり、いわゆる世界観説に分類できるのではないであろうか。⁽²⁾

(1) Rubén Oyarzún, *El Derecho Económico y las nuevas orientaciones en la formación jurídica*, *Rev. de Der. Econ.*, No. 18 (Enero-Marzo de 1967), p. 10.

(2) 同前。Montoya, *op. cit.*, p. 34.

六 チリ大学法学部のフエヨ教授 (Fernando Fueyo Laneri) は、経済法を国民経済、または国民経済共同体維持のために必要な実定規範とし、チリ法における具体例として、義務づけられた売買、数量もしくは品質の統制、

チリにおける経済法 (二)

チリにおける経済法 (一)

輸出入の禁止もしくは制限、公私合弁会社などをあげられる。⁽¹⁾

- (1) Fernando Fueyo Laneri, *El Derecho Económico, Rev. de Der. Econ.*, Nos. 4 y 5 (Julio—Dic. de 1953), pp. 15~17.

七 チリ大学公法ゼミナールの研究員 (Investigador) ウーゴ・オルグイーン (Hugo Olguin) は *Prncipios Generales de Derecho Público Económico* (経済公法原理) の著書もあるが、その中で、次のように述べている。

「経済公法 (el Derecho Público Económico) とは、国が一定の経済政策によって、直接もしくは間接的に、経済的性格の事実および現象に干渉するとき、国の経済面に対する行動を規制する公法に属する法規範の組織的および体系的全体」である、と。⁽¹⁾

- (1) 筆者はこの「経済公法原理」は未見であって、モントーヤの叙述によっている。Montoya, op. cit., pp. 16~17.

八 ヴアルパライン・カトリック大学の経済公法のエンリーケ・アイモーネ教授 (Enrique Aimone) によれば、経済公法とは一連の行政特別法であるが、行政法規範のすべてを包含するわけではない。マクロ経済を規律する規範を一つの体系に構成する目的が検討される場合、行政法の余地はせまい。一例をあげれば、硝石販売公社 (corporación de Ventas de Ventas de Salitre y Yodo) の如き行政法に分類することが困難な組織ははみ出るとになる。

アイモーネにとっては、経済公法に属するか否かの基準は、マクロ経済を構成するか否か換言すれば、経済公序 orden público económico の実施を意図しているか否かの調査である、と。

- (1) Montoya, op. cit., p. 17.

九 以上、チリにおける経済法学説を概視したが、それらの間に若干の差異があるとしても、経済法を経済発展の促進に関する法ないし経済生活に対する国家の干渉に関する法と理解するものが代表的見解のように思われる。

五 チリにおける経済立法の考察

一 本章において、前二章における経済法学説の考察をふまえて、チリにおける経済立法⁽¹⁾の若干を取上げ、かつ同時に、それを通じてその経済法の概念の特色を確認してみようと思う。
はじめにその経済構造を大ざっぱに概視する。

(1) 経済立法も含めて、チリの現行の法制の概要については左記を参照されたい。

A Statement of the Laws of Chile in Matters Affecting Business, 3rd Edition, Revised and Enlarged by
Julio Riehmüller Vaccaro and Carlos Valenzuela Montenegro, 1962, Washington, D. C.

二 チリ⁽¹⁾の面積は約七四万平方キロで、わが国の約2倍、人口は一九六七年現在で約九〇〇万で、わが国の一分の一である。その経済の支柱は鉱物資源で、一九三〇年頃までは硝石が優位を占めていたが、現在は銅が主で、鉱産物輸出の八〇パーセントを占め、次いで最近、鉄鉱石の輸出がのびているが、いずれにせよ、銅輸出の消長がチリの経済を左右するとも言われる。

経済全般が比較的のびているのに対して、農業は非常に立ちおくらせているといわれ、その原因として、耕地の大部分が少数の地主の手中にあること、および、地主と農民との間の封建的關係などが考えられるが、これらの

障害を克服するために農地改正の必要性が説かれている。⁽²⁾

ちなみに、一人当りの国民所得は一九六七年で四七二ドルで、⁽³⁾ わが国のその約半額である。

経済生活に対する政府の干渉は、その程度はメキシコやブラジル程強くかつ広汎でないとしても、チリに存する。現在のような干渉へ、経済の自由放任から大きな変化が認められたのは一九二〇年代から一九三〇年代の時期である。⁽⁴⁾

前述のように、チリの主産業である鉱業は一九世紀後半から著しい発展を示し、その中心は硝石であって、⁽⁵⁾ 第一次大戦が終るまでその好景気が続いた。当時、チリは、アルゼンチンと並んで、ラテン・アメリカでもっとも豊かな国であった。その一つの目安として、チリがその後の大恐慌の痛手から完全に回復していない一九三九年の、米国防務省による一人当り国民所得の推定を示そう。これによれば、アルゼンチン二一八ドル、チリ一七四ドル、これに対しわが国は九三ドルである。⁽⁶⁾

一九一〇年に窒素の固定法の工業化が完成し、第一次世界大戦後人造肥料が発達したため、硝石に対する需要が減退し始め、海外市場を漸次喪失し、その結果、鉱山労働者の多くが失業するに至った。これに加えて、一九三〇年代に入ると、世界恐慌の余波を受けて、硝石の他に銅の輸出も激減、かつ外資の導入も途絶、通貨が暴落、チリの財政は悪化し、チリ経済は苦境に陥った。これに、さらに、政治の混乱（特に一九二七年から一九三一年）が重なった。

このような危機に対処すべく、チリ政府は、鉱業依存というモノカルチャ的な経済構造からの方法として、産業の多角的発展をはかるとともに、輸入代替産業の振興を主とする工業化の促進という経済政策を強く打ち出

し、このような施策を推進するための機関として、一九三九年、産業開発公団 (CORFO) が設立され、現在、これがチリの経済開発の中心となって来ている。

最近、チリでは一九六一年、最初の経済開発計画として、経済開発一〇カ年計画（一九六一～七〇）が発表された。⁽⁷⁾ この計画は、産銅増産計画、鉄鋼増産計画、電気通信網総合整備計画、電力開発計画、⁽⁸⁾ 牧畜振興計画、道路整備計画、都市交通整備計画、紙・パルプ増産計画、石油化学開発計画、果樹栽培促進計画を包含するものであったが、その後、これらの計画と現実との間に大幅なズレを生じたため、一九六五年、フレイ政権は新たに新五カ年計画（一九六五～七〇）を作成している。これによれば、七〇年までに国内総生産を三一パーセント引上げ、一人当りの国民所得を六四年より二〇パーセント増加させることがその目標である。

以上、チリの経済を大ざっぱに概視したが、モオレも指摘しているように、経済開発の問題および外国資本の問題がその特色とされよう。経済開発の推進機関の一つが産業開発公団であり、外国資本の問題は、たとえば、「チリ化」で表現される一つの解決策が現在進行中である。次に、これらの問題の検討に入る前に、チリ経済法の法源を瞥見しよう。

(1) チリの国情について左記を参照されたい。

『ラテン・アメリカ事典、一九六八年版』（昭四三）ラテン・アメリカ協会（三四九ページ以下。日本貿易振興会編『世界貿易事典、第四卷中南米篇』（昭四四）日本経済新聞社）四一九ページ以下。淀川正樹『チリ共和国の政治と政党』（昭四二）ラテン・アメリカ協会）。G. Pendle, *The Land and People of Chile*, 1960, London & N. Y.,

J. Gunther, *Inside South America*, 1967, (土屋哲・町野武訳、みすず書房) 四二八ページ以下。

チリにおける経済法 (一)

チリにおける経済法 (三)

- (2) 銅と土地改革が国の二大重大問題である。Guntner, 前掲書、二四九ページ。
- (3) 『日本国勢図会一九六九年版』八八ページ。
- (4) チリ経済の、特に二〇世紀に入ってからからの発展については左記を参照されたい。
井沢実編『ラテン・アメリカの歴史』(昭三九 ラテン・アメリカ協会)五七七ページ以下。William P. Glade, *The Latin American Economies: a study of their institutional evolution*, 1969, p. 430 et seq. 特に政府の経済への干渉については Merwin L. Bohan and Morton Pomeranz, *Investment in Chile: Basic information for United States businessmen*, 1960, Washington, D. C., p. 18.
- (5) 硝石の権益をめぐって、一八七九年から、一八八三年にわたって、チリ対ボリビア・ペルーの間で太平洋戦争が戦われた。
- (6) 井沢実編、前掲書、三八七ページ。
- (7) 詳細は左記を参照されたい。
- (8) アジア租税研究会編『ラテン・アメリカ諸国の租税制度 V チリ』(一九六七 アジア経済研究所)一〇ページ以下。後述する「チリ化」の一つとして、American & Foreign Power, Co. の買収も計画に含まれていた。前掲書、一一二ページ。
- (9) 『ラテン・アメリカ事典 一九六八年版』三七二ページ。

三 チリは、その独立まで、スペインの支配を受けていたため、その法制は旧本国スペインの法制を基礎として、その後、スペイン、フランスなどの、主としてラテン系諸国の立法の影響を受け、または継受しており、大陸法系に属し、成文法を主たる法源とする。⁽¹⁾

経済法の法源は、モオレによれば、次のようなものがある。⁽²⁾

- (1) 憲法 (La Constitución Política del Estado)
- (2) 法律 (La Ley)
- (3) 非常立法として、法律命令 (Decreto Ley) および法律の効力をもつ命令 (Decreto con Fuerza de Ley)
- (4) 条約 (Tratados y Convenios Internacionales)
- (5) 規則制定権に基づく規定 (las normas emanadas de la Potestad Reglamentaria)
- (6) 慣習 (la costumbre)
- (7) 判例 (la jurisprudencia)
- (8) 学説 (la doctrina científica)

これらの多くは、わが国で法源が論じられる場合のものと共通する。次に、モオレの叙述に従って、若干の説明を加えよう。

(1) 憲法 現行憲法は一九二五年、当時の大統領アルトゥール・アレッサンドリ (Arturo Alessandri) の下で制定された。第一次世界大戦後のすべての憲法に共通の傾向に従って、経済的および社会的性格の若干の宣言ないし原則を含んでいる。列举すれば、

(a) 結社の自由 「第一〇条 憲法は国の住民全員に次のことを保障する。

5 事前の許可を要しないが、法に従う結社の権利」

この規定のある結果、結社の権利の行使を規制することが認められる。たとえば、一九五九年法律第一三三〇五号 (商工業の自由競争を促進するための法律——いわゆる独禁法⁽³⁾) の第一七三条、第一七四条はその一例である。

(b) 公的負担の平等 「憲法第一〇条 憲法は国の住民全員に次のことを保障する。

9 財産に比例して、または法律の規定するところの累進的に、もしくは形式による租税公課の平等な負担、およびその他の公的負担の平等な賦課。

直接もしくは間接の課税は法律のみによって課することができ、仮の名目によると、任意の形によると、またはその他の何んらかの種類によると言えども、法律の特別の認可なしに課税することを、国のあらゆる機関およびすべての個人に禁ずる」と。

この規定は納税の義務に関するものであるが、これにより、手段として税制を用いる経済政策は法律によらなければならないことになる。⁽⁴⁾

(c) 所有権の社会的機能 所有権は私法の基本的制度の一つであるが、時代によりもっとも修正を受けているものの一つでもある。現行のチリ民法は一八五五年の制定で、ラテン・アメリカで最古のものであるが、その第五八二条に所有権の内容を次のように規定している。

「民法第五八二条①所有権 (dominio) とは、法律もしくは他人の権利に抵触することなく、任意に物を利用し、処分するための有体物上の物権をいう。(第2項以下省略)」

このいわば古典的な所有権概念に対して、一九二五年憲法は次の規定において、所有権の概念に修正を加えている。

「憲法第一〇条第一〇項三号 所有権の行使は、社会秩序の維持および進歩の要求する制限もしくは規制に服し、この意味において、法律は、国家の一般利益、市民の健康および公衆衛生のために、公共の義務又は公共設務を課することができる」⁽⁶⁾

(d) 労働および勤労の保護⁽⁶⁾ 憲法第一〇条第一四項

(e) 予算に関する規定。「憲法第四四条 法律のみによって次のことをなすことができる。

4 毎年の歳入の見積りを承認し、公共管理費を同一の法律において定めること。予算法は、一般法もしくは特別法において定められた費用もしくは分担金を変更することができない。可変費用のみ、予算法により変更することができる。しかし、増額、または歳入見積りの変更の発議権は大統領に帰属する。予算法案は、発効すべき日の4カ月前に国会に提出されなければならない。国会は、国家資金の負担による、いかなる新しい費用をも同時、該費用に充てられる必要財源を創始もしくは指示することなく、承認することができない」と。

右のように、チリでは予算は形式的には法律である。しかし、発議権が政府のみにあること、定期的性格のものであることなど、一般の法律と異なる特色を有する。⁽⁷⁾

(2) 法律 チリ民法第一条によれば、「法律とは主権意思の宣言であって、憲法の定める形式で表現されて命令し、禁止し、または許可するものである」と。法律は、大統領または国会議員によって国会で審議され、上院および下院の承認の後、大統領の承認を要する（憲法四五条）。

かつては、一年平均二六六件の法律が制定されていたが、近時、経済立法の増大に伴い一年平均二八六件の法律が制定されている由である。⁽⁸⁾

(3) 非常時立法

まず、Decreto Ley（法律命令）とは、非常時に際し、立法府が欠けているため、政府がその機能を引受けて制定するものである。⁽⁹⁾ その例として、（政治不安の続いた）一九三三年の生活必需品・価格統制局（Comisariato General de Subsistencias y Precios）の創設に関する法律命令第五二〇号がある。⁽¹⁰⁾

チリにおける経済法 (二)

次に Decreto con Fuerza de Ley (法律の効力をもつ命令) とは、国会が大統領に付与した委任によって大統領が定めるもので、法律と同等であるものをいう。⁽¹¹⁾ その例は、法律命令より多く、たとえば、外国人の投資規制に関する一九五四年 DFL 四三七号がある。⁽¹²⁾

(4) 条約 チリの批准している条約で、経済法に関連する主なものは次の通りである。

ブレトン・ウッズ協定⁽¹³⁾

関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)⁽¹⁴⁾

自由貿易地域を設立し、ラテン・アメリカ自由貿易連合を設立する条約 (モンテビデオ条約)⁽¹⁵⁾

全米開発銀行を設立する協定⁽¹⁶⁾

(5) 規則制定権に基づく規定 これには、Decreto (命令) Reglamento (規則) Circulares (通達) Instrucción (指令) などがある。命令のうち、大統領の発するものを Decreto Supremo とし、⁽¹⁷⁾

(6) 慣習 モオレによれば、経済法の規範は、経済過程において確定的な効果をもたらすために慎重にとられる措置を代表するのであるから、慣習は創設的な効力をもつことは許されない。⁽¹⁸⁾

(7) 判例 モオレは言う。あいまいな法規の意味を明瞭にする限り、かつ成文法を経済の現実の状況に適應させる限りにおいて、判例を経済法の法源とすることができ。要するに、国の経済政策の修正に、かつ規範中で考えられている市場の状態の変化に経済法令を適應させることに関して、経済法令の解釈がもつべき弾力性を認め、この弾力性の条件を判例がみだして、その要請に該当するに至る程度において、判例を経済法の法源と認めようというのである。⁽¹⁹⁾

(1) チリの法史について左記を参照されたし。

Juan Antonio Iribarren, *Historia General del Derecho*, 1938, Santiago de Chile, E. M. Borchard, *Guide to the law and legal literature of Argentina, Brazil and Chile*, 1917, Washington, D. C., p. 365 et seq., H. L. Clagett, *A Guide to the Law and Legal Literature of Chile 1917~1946*, 1947, Washington, D. C.,

法一般の入門書は左記である。

Adolfo Carvall, *Manual de Introduccion a las Ciencias Juridicas y Sociales*. 2 tomos, 2a. ed., 1956.

(2) Moore, op. cit., p. 85 et seq.

(3) 雑誌『外国の立法』一五号（国立国会図書館調査立法考査局）所収の拙稿を参照。

(4) Moore, op. cit., pp. 89~90.

(5) Moore, op. cit., pp. 90~91.

(6) Moore, op. cit., p. 92.

(7) Moore, op. cit., pp. 93~96.

(8) Moore, op. cit., p. 106.

(9) *Diccionario de Jurisprudencia chilena, Recopilacion de Conceptos y Definiciones por Elena Caffarena de Jiles*, 1959, Santiago de Chile, p. 102.

(10) Moore, op. cit., pp. 106~107.

(11) *Diccionario*, *ibid.*

(12) Moore, op. cit., p. 137.

チリにおける憲法 ⑤

チリにおける経済法 (二)

- (13) 金田近二編『国際経済条約集』昭四〇(ダイヤモンド社)所収。
- (14) 前注に同じ。
- (15) 『ラテン・アメリカ事典 一九六八年版』本条約の問題点につき、拙稿「経済統合の諸問題」『アジア経済』一五巻二号を参照されたい。
- (16) 『ラテン・アメリカの事典 一九六八年版』所収。
- (17) Moore, op. cit., pp. 118~119.
- (18) Moore, op. cit., p. 121.
- (19) Moore, op. cit., pp. 121~122.

四 産業開発公団 (Corporación de Fomento de la Producción 略称 CORFO)

産業開発公団とは、国内の自然条件を利用し、かつ生産原価を引下げて、もっと国民の生活水準を上げ、かつ対外収支の立場を改善する経済開発計画を実施する目的をもって設立された自治的国家組織である。⁽¹⁾

前述のように、公団は一九三九年に設立されたのであるが(一九三九年四月二八日付法律第三六三三四号)、その直接のきっかけとなったのは一九三九年にチリの南部を襲った大地震の復興事業であった。その後、一九四一年法律第六六四〇号、および一九六〇年DFL第二二一号による改正を経て現在に至っている。

公団の管理、指揮に当るのが理事会 (Consejo) であって、その構成は次の通りである。

理事長 経済・勸業・復興大臣

理事 政府代表、国会代表、商工業民間団体代表、中央銀行代表、国立商業銀行代表、鉱業公社 (Empresa

産業開発公団の系列企業 (1962)

Sociedad Hacienda Concón Bajo Ltda.
Sociedad Chilena Italiana de Colonización.
Comité Fundos "CORFO".
Sociedad Citrícola y Secadora de Granos
"San Vicente" Ltda.
Compañía de Acero del Pacífico (CAP).
Compañía Pcsquera Arauco S. A.
Compañía Pcsquera Taltal.
R. C. A. Victor.
Empresa Nacional de Electricidad (ENDESA).
Hotelera Nacional S. A. (HONSA).
Impregnadora de Maderas S. A.
Estudios Cinematográficos de Chile, CHILE
FILMS S. A.
Industria Azucarera Nacional S. A. (IANSA).
Industrias Agromecánica CORFIAT S. A.
Sociedad Cemento "Juan Soldado"
Vibrocret S. A.
Olivarera de Aapa S. A.
Compañía Carbonera de Pilpilco.
Compañía Carbonera Colico Sur S. A.
Compañía Carbonera Victoria de Lebu.
Sociedad Chilena de Fertilizantes.
Fábrica de Acido Sulfúrico S. A.
Empresa Minera Mantos Blancos.
Sociedad Aurífera Río del Oro.
Compañía Minera Tamaya S. A.
Empresa Nacional de Petróleo (ENAP).
Servicio de Equipos Agrícolas Mecanizado
(SEAM).
Industria Pesquera Cavancho.
Maestranza y Fundición CORFO-ANTOFAGA-
STA.
Sociedad Nacional de Materiales Radio-
activos.
Instituto de Investigaciones Geológicas (IIG).
Servicio de Cooperación Técnica (SCT).
Comité de Fibras Naturales.
Empresa Pesquera Tarapacá.
Compañía Carbonera Los Copihues, de
Pupunahue.
Empresa Salitrera Victoria.
Comité Técnico Forestal.
Comité de Telecomunicaciones.
Sociedad de Telecomunicaciones.
Sociedad Geotérmica del Tatio.

出所: CORFO Memoria 1962.

Nacional de Minería) 代表、農業販売公社代表 (Empresa de Comercio Agrícola)

産業開発公団の機能の主要点は次の通りである。

a 開発・生産目的にあてられる、政府資金の支出を促進、かつ調整する専門諮問機関として国のために働くこと。競合する民間投資と国家活動を調和すること。このため、公団の中期および長期の投資計画と国家の企画とを調和すること。

b 国家によりまたは企業により遂行されるとを問わず、経済開発において遂行されるべき種々のプロジェクトのなかの優先順位を政府に勧告すること。

産業開発公団の歳出（1968年）（単位：1,000）

	一般会計		特別会計	
	エ ス ク ー ド	ド ル	エ ス ク ー ド	ド ル
I 運 営 費	64,656	16,589	32,068	15,518
報 酬	42,654	538		
消費材・サービス購入	18,483	465		
経 営 移 転	3,519	15,585	10,277	15,200
II 投資ならびに調査研究費	11,790	70	247,232	36,855
III 系列企業への融資			198,920	3,000
出資および投資貸付			158,450	
ENDESA			94,050	
IANSA			30,300	
EMTEL			15,950	
その他への移転			40,470	3,000
INACAP			1,000	3,000
IV アリカへの開発投資			6,588	
工業開発			1,988	
農業開発			2,850	
鉱業開発			600	
住宅および都市計画			350	
系列企業への融資			800	
V オイヒンス開発投資			13,668	
工業開発			6,752	
農牧開発			2,200	
鉱業開発			200	
住宅および都市計画			1,000	
系列企業への融資			1,409	
VI INCONOR			59,834	72,032
運 営 費			7,993	
工業開発			13,649	
農牧開発			13,162	
鉱業開発			10,317	
住宅および都市計画			7,707	
系列企業への融資			7,007	
合 計	75,046	16,639	559,710	55,393

出所 *Diario Oficial* ただし、日本貿易振興会、『世界貿易事典 第4巻 中南米篇』423ページより転載。

d 法定の限度内で、かつ大蔵省の事前の認可を受けて、融資・保証をすること。

c 政府のため、国の保証を必要とするもののため、または政府資金から役務を受けるもののために、外資借
 款の交渉をなすこと。
 チリにおける経済法 (二)

要するに、産業開発公団は、国からの融資、外国からの借款などによる資金を地域開発および系列企業に投資もしくは融資しており、その活動分野はきわめて広く、かつ大規模でその予算は、その年の投資規模を大きく左右する程である。次に公団の系列企業（一九六二年）とその歳出（一九六八年度）を示そう。（七五・七六ページ）

(1) 産業開発公団に関する文献。

高橋秀雄稿「チリ開発公社について」高瀬荘太郎編『外資導入と会社経営』（昭二九 森山書店）二八一ページ以下。
A Statement of the Laros of chile, p.230 et seq. Bohan and Pomeranz, op. cit., p.219 et seq. La Corporacion de Fomento de la Produccion y la diversificación industrial de Chile, 1966, Santiago de chile.

五 後進地域開発計画

まず、次ページの表を見ていただきたい。チリ全国を八つの地域に区分し、それぞれのチリの総人口、総生産に対する比率、および第二地域（サンチャゴ）の一人当りの生産を一〇〇とした場合の比率を表示したものである。

これを分析すれば、チリには、貧しい地域と極貧の地域という二つの地域が存することになる。前者が第一および第二の地域で、残りが後者である。また、第二地域への人口の集中が著しい。政府は地方への分散を促進すべく種々の施策を有している。

(a) アリカ (Arica) 県(第一地域)の特別制度⁽¹⁾ アリカ県内に企業の設置を望むすべての者はその輸出入および税制に関して種々の特典が与えられる。

一九五三年七月のDFL第三〇三号。一九五八年法律第一三〇三れ号により、アリカ振興評議会 (Junta Chiri)における経済法 (2)

	人口総数 に対する 比率	総生産高 に対する 比率	第II地域 の1人当 り生産高 を100と したとき の比率
第I地域 Tarapacá a Atacana	6.2	7.6	96.6
第II地域 Coquimbo a Colchagua	50.7	63.2	100.0
第III地域 Curicó a Linares	8.1	5.3	52.6
第IV地域 Ñuble—Bió—Bió, Concepcion, Arauco	14.7	11.4	62.4
第V地域 Mallego—Cautín	8.8	4.7	43.1
第VI地域 Valdivia—Osorno	8.4	5.4	51.5
第VII地域 Chiloé—Aysén	2.1	0.9	33.6
第VIII地域 Magallanes	1.0	1.9	129.9
合 計	100.0	100.0	80.3

出所：人口調査および CORFO の資料に基づき Eduardo Garcia 氏が作成したもの。Moore, op. cit., pp.96 y 97 より転載。

de Adelanto de Arica) が設置され、その施行細則は、一九五九年大統領命令 (D・S) 第三二六号。

(b) イキーク (Iquique) ・ピザーグア (Pisagua) 2 県 (第I地域) の特別制度 一定の産業の必要資材であつて、品質・数量とも不足しているものの輸入税を免除、輸出における特典、税制との特典もアリカの場合とほぼ同じ。

一九五八年法律第一二九三七号、一九五九年一月の大統領命令 (D・S) 第三三七号

(c) タルタル (Taltal) チャニャラル (Chañaral) 2 県 (第 I 地域) の特別制度。産業設備の輸入税の免除はあるが、輸出に関する特典はない。税制との特典は他と同様。

(d) チロエー (Chiloé) アイセーン (Aysén) マガリャーネス (Magallanes) 3 地方 (第 VII 地域、第 VIII 地域) の特別制度。

輸入は原則として自由である。ただし、輸入総額は決して輸出総額を越えてはならない。

一九五六年二月法律第一二〇〇八号、同法を改正する同年七月の法律第一二〇八〇号、ならびに一九六一年四月の法律第一四五五号。

(1) Moore, op. cit., pp. 96~101.

六 外資法

チリの経済開発において外資は重要な役割を果たして来ている。⁽¹⁾ 一九六五年末現在の民間外資の未償還額は7億ドル以上にのぼっており。⁽²⁾ 外資の主な投資先は鉱業であって、⁽³⁾ 特に銅産業はその主力を半国系の大企業のまに委わられていると言われる。

チリで初めて外資を規制する立法がなされたのは第二次世界大戦中であった、と言われるが、現在外資を規制する主な法令は、⁽⁴⁾ 一九六〇年三月三〇日付 DFL 第二五八号「投資家法」(Estatuto del Inversionista)、一九六一年一月一日付経済省命令第一二七二号、および一九六三年一月六日付チリ中央銀行通達第三三二二号である。

チリへの民間外資の導入経路として次のものがある。

チリにおける経済法 (五)

チリにおける経済法 (一)

- (a) 一九六〇年D F L第二五八号「投資家法」によるもので、外資委員会において手続する。
- (b) 一九六一年経済省令第一二七二号第一四条によるもので、中央銀行において手続する。これによれば、外貨による外資を導入する者は外貨全額を中央銀行に登録することにより為替市場において自由にそれを売渡す一方、元本の償還、利子および利益送金に必要な外貨を買付けることができる。
- (c) 一九六一年経済省令第一二七二号第一六条によるもので、中央銀行において手続する。これによれば、中央銀行との協定取決めにより導入外資の元本償還、利子および利益送金が保証される。
- (d) 為替市場を経由するもの

この結果、外資導入を取扱う機関として中央銀行および外資委員会の二者が存することになる。

前記の投資家法(D F L第二五八号)は多くの優遇措置を規定するが、その対象となるのは、原則として「製造業、農業、鉱業、漁業、工業または国家経済の利益となるその他の事業の創始、拡張、促進、改善または更新を目的とする外資」であり、現物資本を利益をもって償却する権利、無税で毎年再評価する権利、為替市場で導入外資を売却し、かつ元本、利子、利益の送金に要する外資を買入れる権利をもつが、これに加えて、「チリに現存せず、かつ国産の原料を八〇パーセント消費する産業を開発する企業」はその必要とする新機械、その他の資材を輸入する場合、また「輸出貨物の生産のみを目的とする企業に仕向けられた資本材の輸入については、関税課徴金およびその他の事前供託金を免除される。さらに、輸出品の製造業を目的とする企業、または国内に未存の基幹産業の設置を目的とする外資のみについて租税の凍結が適用される。これらの特典は通常一〇年間、特別の場合には二〇年間与えられる。以上のように、外資導入を原則として歓迎しながらも導入外資を選別してい

る。

このDFL第二五八号による手続について今一つの特色は、外資委員会に提出された申請に対する許可、これは Decreto の形をとるが、これは、同時に、政府と投資家との間の契約の性格をもつもので、その内容を変更するには、当事者双方の同意を要する。つまり国の経済政策の変更があっても、投資家の権利は保証されていることになる。

(1) チリの外資導入の略史は左記を参照されたい。

Bohan and Pomeranz, op. cit., p. 9 et seq.

(2) 『ラテン・アメリカ事典 一九六八年版』三七八ページ。

(3) たとえば、拙稿「ラテン・アメリカにおける企業形態(一)」『成城大学経済研究』二四号一一八ページのチリにおける大企業の出資関係の図を参照されたい。チリにおける。規模による上位企業、特に鉱業企業の多くが一〇〇パーセント外資企業であることが示されている。

(4) 現行の外資定制の概要は左記を参照されたい。

CORFO, *Inversiones extranjeras en Chile*, 1968.

簡単な紹介は、『海外投資・技術輸出要覧』(昭四三 重化学工業通信社)二五三ページ、『ラテン・アメリカ事典 一九六八年版』三七八ページ、参照。

八 チリ化政策⁽¹⁾

前述の如く、チリ経済の大宗である銅鉱山の開発は米国资本の方に委ねられ、チリの銅生産の九五パーセント近くが米国系会社によると言われていた程であるが、その収益の多くはこれら外資が徴収するところであったの

チリにおける経済法 (一)

チリにおける経済法 (一)

で、とかく増産意欲を低下させがちであったこと、また銅に関する市場政策や価格政策についてチリ側にほとんど発言権がなかったので、チリ側に相当の不満があり、一九六四年の大統領選挙において、現大統領のフレイおよび対立候補のアリエンデは、ともに銅産業問題の解決をその公約の一つにとりあげていた。

六四年一月、大統領に就任したフレイはこの公約を、外国資本と自国資本との協調による銅産業の規模拡大によって実現すべく、銅の年間生産量約六二万トンを一九七七年までに一二〇万トンに倍増することを目的とする、産銅振興法案を国会に提出するとともに（六六年一月に同法は成立した）、フレイの大統領就任の直後から、株式の譲受けにより、チリ政府が資本参加できるよう、米国系三大企業と個別的交渉に入った。⁽²⁾

このような、従来、一〇〇パーセント外資の支配を受けていた企業へのチリ側の参加をもとめる、一つの政策の下の一連の政府の措置をチリ化 (Chilenización) と呼ぶのである。⁽³⁾

現在までにこのチリ化が実現したものは大要次のようである。

(a) 一九四五年一月に、米国系銅山会社 Cerro Corporation との間に、チリ政府二五パーセント、米国側七五パーセントの合弁で、Minera Andina, S.A. を経営することについて合意に達した。⁽⁴⁾

(b) 同じく、五四年十二月、二大米国系企業 Anaconda 社および Braden 社と、大要次の合意に達した。⁽⁵⁾

まず、Anaconda 社との合意。A 社が従来所有して来た Chuquicamata 鉱山 (年産三〇万トン) と El Salvador (年産一〇万トン) は今後も A 社の所有経営にまかせるが (後述のように、六九年にこれら両鉱山についてもチリ化が行なわれることになる)、A 社が今後チリで行なう新銅山開発事業にはチリ政府も資本参加する。

その参加の比率はケース・バイ・ケースに決定されるが、既に開発が決定されている Exotica 鉱山につい

ては、新会社が設立され、その資本構成はA社七五パーセント、チリ政府二五パーセントとする。

(c) Braden 社との合意。B社は米国の Kennecott 社の現地法人であるが、B社の株式の五一パーセントをチリ政府が買上げ、B社は解散し、この資本構成で、El Teniente, S.A. として発足する。

(d) 六九年六月、フレイ大統領は Anaconda 社所有の Chuquibambilla 鉱山および El Salvador 鉱山のチリ化を発表した。チリ政府とA社との間で結ばれた協定は、A社がチリに所有している子会社2社の株式五一パーセントを七〇年一月一日までにチリ政府に引渡す旨を規定している。⁽⁶⁾

このチリ化の動きは銅企業以外の分野にも及び、一九六五年の始めに、I・T・IおよびA&FPの子会社の買収に関する合意がなされている。⁽⁷⁾

(e) まず、I・T・T (International Telephone & Telegraphy Corp.) の子会社であるチリ電話会社の普通株のうち四五パーセントを六七年までにチリに売渡すというもの。

(f) チリ政府と America & Foreign Power, Co. とはチリにおける同社の子会社 Chilectra (電力会社) をチリ政府が買取ることに合意している。

以上、瞥見したように、現在、チリで進められているチリ化は、メキシコで行なわれている「メキシコ化」と同様、法律による強制的なものではなく、ケース毎の、政府と関係会社との間の個別的交渉によるものであって、それらの間に共通する、政府の一連の指導原理、政策こそが、その中核として把握されなければならない。

(1) 『ラテン・アメリカ事典 一九六八年度版』二六九ページ。

チリにおける経済法 (二)

- (2) その代り、たとえば、Kennecott 社は減税の恩典を受け、労働組合との定期的な交渉も行なわれなくてもすむことになったのである。『ラテン・アメリカ時報』六七年一月一日号、参照。
- (3) 銅資源に対するフレイの考え方はたとえば左記を参照されたい。

Eduardo Frei Montalva, *América Latina Tiene un Destino*, 1967 (鹿島平和研究所訳『ラテン・アメリカの運命』(昭四四 鹿島研究所出版会) 特に、「銅は開発と解放の手段」(七九ページ以下)参照。

- (4) 『ラテン・アメリカ時報』六四年一月一日号。
- (5) 『ラテン・アメリカ時報』六五年二月一日号。
- (6) 『ラテン・アメリカ時報』六九年八月一日号。
- (7) 『ラテン・アメリカ時報』六五年三月三十一日号。

九 独占禁止⁽¹⁾

チリでは、商法その他の若干の法令の文脈から独占禁止の趣旨を読みとることができるとされる。たとえば、株式会社についていわゆる行政的監督制度⁽²⁾がとられているため、トラストの形成に際してとられる会社合併の場合の定款の変更は政府の認可を要し、また、新会社の設立も政府の免許を必要とする。その際、公序、法令もしくは善良な道徳に違反しないことが認可の要件の一つとなっているため、間接的に反独占の趣旨が貫かれるというのである。

独占禁止に関する単独の特別法はないが、一九五九年法律第一三三〇五号が制定され、その第五章に「商工業の自由競争を促進するための規定」がおかれた(第一七二条ないし第一八二条)。

同法は「工業もしくは商業活動の実施のためのいかなる独占的コンセッションも、特定の個人に付与すること

は許さない」ことをまず宣言し（一七二条）、次いで、価格維持協定、市場分割協定、および自由競争の制限を目的とするその他の協定が軽罪および罰金の制裁を受けることを規定する（一七三条）。この他に、会社の場合に、法人格の取消しの罰則もある。

以上の原則に対して、注意すべきは、適用除外の存することで、チリ市場において外国資本と競争する国内資本の安全もしくは発展のために必要である場合、または国有企業、もしくは国が参加する企業が当時者である行為もしくは契約であって、かつ国家利益の要求する場合、一定の手續を経て、その行為もしくは契約の締結もしくは維持が認可されることになっている（一七四条）。

右の手續の基礎をなす勸告をなすのが、反独占委員会（Comisión Antimonopolio）であって、これを構成するのは、最高裁判所の指名する同裁判所判官1名、保険会社・株式会社・商業取引所監督局長、および銀行監督局長である。委員会は、請求のあった事案につき、起訴の是非を審判するなどの権限をもつ（一七五条）。以上が、わが国の経済法の中心をなす独占禁止法に相当するもののチリにおける状況である。

- (1) チリにおける独禁法の文献として左記をあげておく。

Ernesto Opazo Brull, *La Comisión Antimonopolio y Estudio del Título V de la Ley No. 13305*, 1962, *A Statement of the Laws of Chile*, p. 132 et seq. Oscar Illanes Edwards, *Jurisprudencia de la Comisión Antimonopolios*, *Rev. de Der. Econ.* Nos. 8 y 9 (Julio—Dic. de 1964).

一九五九年法の関係部分について拙訳『外国の立法』二五号、所収を参照されたい。

- (2) 拙稿「ラテン・アメリカにおける株式会社に対する行政的監督制度」『一橋論叢』四七卷二号、参照。

チリにおける経済法 (二)

六 結 び

以上、粗雑ながら、チリにおける経済法学および経済立法の若干の部門について考察した。次にそれを要約しながら、本稿の目的としたところを検討して、しめくくりとしたい。

まず、経済法の研究がチリ大学法学部の経済法研究所を中心になされていること、その数は多くないけれども、経済法に関する著書・論文が発表されていること、また雑誌「経済法」が発行されていることが明らかにされたが、これらは、「経済法」という一応の体系をもつものが存在しているであろうか、というわれわれの疑問に明快に答えるものである。

その経済法の内容はいかなるものであろうか。詳細なモオレの叙述を通して、チリにおける経済法学が、ヨーロッパ、特にドイツの経済法学説——それはスペインやアルゼンチンの研究を経由したものであるにせよ——の影響を受けていることをわれわれは理解した。この意味において、チリの経済法学は、親等の数が大きいとしても、わが経済法学とは血縁関係にあると言えるであろう。しかし、その唱える経済法の内容は、経済発展の促進に関する法ないし経済生活に対する国家の干渉と理解するものが代表的のように思われる。これはわが国における考え方（たとえば金沢教授）と共通するように見えるが、わが国における干渉の目標が自由経済活動の確保であるのに対して、チリの場合、直接的に経済開発ないし国家利益（たとえば、外資に関するDFL第二五八号、独占禁止に関する一九五九年法第二三三〇号一七四条）であり、大きく喰い違う。あえて両者を結びつけるものがあるとなれば、その「経済政策」のみであり、その国の経済の発達程度の違いによって、その政策も異なることになる。

ちなみに、わが国でも、経済法を経済政策実現のための法」と解する有力学説(吉永教授)がある。経済法概念を、発展途上国におけるそれまで含めて普遍的に考察する場合、この考え方は、一つの手がかりとなるであろう。

さて、次に、チリ経済法の特徴を求めよう。本稿では、チリ経済の特徴——鉱業中心、そしてその鉱物資源の多くが外国資本の支配下にあるという点に着眼して、その経済立法の若干の部門の瞥見を試みた。国家経済を安定させ、国民の生活水準を上げるための経済開発⁽¹⁾、これを推進する体制、チリの場合、それは経済開発公団(CORFO)を中心とする。次に、外国資本の取扱いについて。チリは、外国資本と内国資本との協調の下での「チリ化」の道を歩んでいる。かかる考察をふまえて、チリ経済法を理解すべきであろう。

(1) 経済開発に関する法律制度は、ラテン・アメリカ法の重要な課題の一つであり筆者にとっても研究課題の一つである。

Kenneth L. Karst, *The Study of Latin American Law and Legal Institutions*, in *Social Science Research on Latin America*, Edited by Charles Wagley, N. Y. 1964, p. 320 et seq. 参照。

〔付記〕 本稿は本年7月の一橋経済法研究会における報告の要旨に加筆したものである。なお、文献、資料の若干はラテン・アメリカ協会およびアジア経済研究所の御好意による。記して感謝の意を表す。

〔補遺〕 第二章の二に「チリ、アルゼンチン2国を除く、他の諸国では経済法概念は未成熟のようである」と記した。これは、現地の比較法研究所などで、経済法の文献等について質問した結果、得られた情報にもとづく。しかるに、メキシコで、メンディエタがその著書「社会法」(Lucio Mendieta y Nuñez, *El Derecho Social*,

チリにおける経済法 (二)

1953, México) の中で、経済法について説いている由で、菊池教授がそれを紹介しておられる(菊池勇夫稿「社会法学説の展開」『現代ヨーロッパ法の動向(石崎先生記念論集)』(昭四三 勁草書房))。

このことを吉永教授より御指摘いただいた。同教授に感謝する。